

令和3年第3回東大和市議会定例会会議録第16号

令和3年9月6日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	田辺康弘君	学校教育部長	矢吹勇一君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	総務管財課長	宮田智雄君
文書課長	嶋田淳君	情報管理課長	菊地浩君

産業振興課長 小川 泉 君
子育て支援部 榎本 豊 君
副参事
都市計画課長 稲毛 秀憲 君
下水道課長 廣瀬 裕 君

保育課長 関田 孝志 君
健康課長 志村 明子 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
選挙管理委員会
事務局 井上 昌弘 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

先ほど議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

初めに、本定例会における一般質問の日程につきましては、9月2日、木曜日から9月8日までの5日間としておりましたが、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、9月7日、火曜日、9月8日、水曜日を休会とすることと決定いたしました。よって、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に9月7日から10日及び13日から16日までの10日間について、休会の議決を採ることになりますので、本会議場を退席し、全員協議会室等で一般質問をお聞きの議員につきましては、一般質問が全て終了するまでに本会議場にお戻りいただき、休会の議決を採る際には、全議員が本会議場に出席していただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、今定例会に追加議案として、第60号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第6号）が提案されることとなりました。この追加議案につきましては、定例会最終日であります17日に、本会議において委員会付託を省略し、審議することと決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（関田正民君） 9月3日に引き続き、6番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○6番（尾崎利一君） おはようございます。9月3日に引き続き、再質問を行います。

5番の国有地・都有地・市有地の活用のところですが、

3日の日の御答弁で、介護施設整備の候補地、公有地、幾つかあって、検討しているという御答弁でしたが、これはどこどこということなのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 介護施設の整備ということで、特別養護老人ホームの整備の候補地ではありますが、あくまでも事務局が整えた資料におきましては、公有地といたしまして、まず国有地、こちらは桜が丘2丁目の参議院宿舎跡地を想定いたします。また、都有地といたしましては、東京街道団地を想定して、資料として整えておりました。

以上であります。

○6番(尾崎利一君) その後、ここは東京街道団地については、まちづくりプロジェクトということで、少なくとも福祉インフラの2分の1で土地を賃借できるという条件はなくなっているという御答弁でした。

当時は、この2つでしたけれども、多分その当時は、都営向原団地の創出用地について住宅を造る、建設するというのが市の方針だったので、候補地にはなっていませんでしたけれども、今後のことを考えると、この向原団地の南側の創出用地、もしくは参議院宿舎跡地が候補地になってくるんだろうというふうに思います。

ただ、向原団地の創出用地については、地区計画の変更も含めて、まだどれぐらい時間がかかるのか分からないんじゃないかと思いますけれども、そこら辺の見通しなど分かりましたら伺います。

○都市計画課長(稲毛秀憲君) 向原団地地区の南側の創出用地についてでございますが、今後、東京都と協議をして進めていくものと認識しております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) いずれにしても、早期に特養ホームを整備するということが必要だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、給食センター跡地の活用について資料頂きました。やまとあけぼの学園について、頂いた資料を見る限り、あまりにやはり拙速で、とても現状で賛成できるものではないというのが私の考えです。

第1に、民設民営ということになることによって、やまとあけぼの学園で会計年度任用職員の首が切られるということになると思います。やまとあけぼの学園の会計年度任用職員の人数を伺います。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 会計年度任用職員につきましては、保育士有資格者が6人、保育補助者3人の合計9人でございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) それから、第2に民間に移行することそのものへの不安が、保護者の方から寄せられています。この方の指摘では、公立に比べて民間は職員の離職率が高いので、障害のある子供にとっていい環境とは言えないと。それから、もう一つは、そうした離職率が高い中で、もともとその障害者の療育経験を持つ保育士は少ない中で、よりその安定的確保が困難になるという指摘がされています。この点で、市の認識を伺います。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 9月1日からプロポーザルで募集を開始しておりますところでございますが、児童発達支援の経験がある社会福祉法人ということで、現在、プロポーザルを実施しております。今後、選定の中では職員の経験年数や育成研修制度、人事の理念など、職員体制や確保の状況について、公簿の選定の中で整備運営事業者を選定する際の審査基準の1つとしております。そこで、その基準に基づきまして、安定的かつ質の高い児童発達支援サービスを提供できる社会福祉法人を選定したいと考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) この点については、保護者の方の質問への回答の中でも、そうしたことを選定基準にもしていくと。離職率の問題なども考慮するというようなことで、回答があったというふうに私も記憶しています。

ただ、ここで指摘をされている公立と民間を比べた場合に、離職率が民間、高いという指摘については、市の認識はいかがでしょうか。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) 離職率の関係については、別の議員に御答弁させていただいたときにも、離職率の集計等はしておりません。公立の保育士については、地方公務員ということで、身分がそういう意味で

は、やはり安定しているということで、長年、勤務をされているであろうということと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） やはり職員に対する待遇の違いが、こういう離職率等に現れてくるということだと思います。

それから、第3に保護者にとって唯一無二の安心の場だとして、現在のあけぼの学園に対する信頼が記されています。これは保護者の方のアンケート、質問表の中ですね。これは、ぜひ私、紹介したいというふうに思います。

その方の記述では、1つ、入園当初から現在までの成長の経緯を、担任が替わってもしっかりと理解してくれている。

2つ、家庭環境の状況まで相談に応じてくれ、特に母親に寄り添い、精神的なサポートまでしてくれている。

3つ、子供の特性を書面上（医師の診断、発達検査など）を超えて保護者以上の理解をしてくれている。

4つ、将来を見据えた最適なステップの目標設定をしてくれている。

5つ、例えばトイレトレーニングや食事の指導などの療育課題について、頑張るのはあけぼのだけでいい、家庭ではやらなくて大丈夫と、家族の療育負担を最大限軽減してくれているというものです。

公立のあけぼの学園に対する保護者の方の評価です。

ところが、一方で市は、この民設民営で進めるに当たって、民間の独自性のあるノウハウや知見を生かしたとか、民間の事業者がやっても十分にサービスを提供できるものについては、民間にお願いして、民間のスケールメリットを生かして、よりよいサービスを提供していただくという形で、簡単に民間のほうがいいんだということを言っているように私には見えます。現在のやまとあけぼの学園に対する保護者の方のこうした評価を市はどのように受け止めているのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今のお話をお伺いいたしまして、職員の日々の取組に対します大変ありがたい評価をいただいたということで、ありがたく感じるところでございます。先ほど申し上げましたけれども、児童発達支援の経験がある社会福祉法人というものを、これから公募していくということで、やまとあけぼの学園と同等以上のサービスが提供できるよう、お子様の特性や発達状況を十分に踏まえた、丁寧な引継ぎを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 4つ目ですけれども、保護者の方の質問で、移行して、やまとあけぼの学園は廃園で、新たに児童発達支援センターをつくるわけですけれども、そこに通うお子さんにとっては、移行していくということになるわけですね。この移行に対する保護者の不安に、具体的に伝えていないのではないかとというふうに、この質問と回答を見て感じています。まあ、ただでさえいろいろ不安定なのに、人が変わってしまうということ、それから方針がどうなるのかということも含めての不安ですけれども、一定の期間、これまでやまとあけぼの学園で子供を見てきた方に残っていただきたいという要望が寄せられています。児童発達支援センターの一定の業務、一定の分野を、当面、市の直営として市の職員を残すなどの対応は全く不可能なのか、保護者の方々の不安にどのように応えようとしているのか、考えを伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 令和6年4月に、開園以降は民設民営での実施となりますことから、開園までの間にお子様の特性や発達状況、十分に踏まえた丁寧な引継ぎを行っていただけるよう、施設整備運営事業者と調整を図ってまいりたいと考えております。保護者の皆様のお不安につきましては、今後も情報提供や意見交換

を実施しながら、可能な限り解消できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 保護者の方々の不安は、具体的に例えばお子さんも1人では通えなくなって、またお母さん、一緒に通ってというふうにしないと、駄目になってしまうようなことが起きるのではないかというようなことも含めて、切実な不安だと思います。まあ、開園までの期間、何回かそこへ行ってもらうと。行って慣れるというのは当然必要だと思いますけれども、それでこの不安に比べられるのかというのは、甚だ私は疑問だというふうに思います。いずれにしましても、この問題、市は決定したということですが、私は以上、挙げた4点に基づいて再検討していただきたいというふうに思います。

以上で、5番のところは終わります。

最後に、3番のところ、行政のデジタル化の取組について再質問を行います。

5月12日にデジタル関連法が成立し、先頃、デジタル庁も発足しました。国会審議では、現行の個人情報保護法制の下で、東京の米軍横田基地騒音訴訟の原告や、国立大学生の情報が本人の同意なく民間利用の対象に上がっていたことが大きな問題になりました。国の行政機関や独立行政法人等が保有する個人情報を匿名加工した上で、利活用する提案を民間事業者から募り、審査を経て提供するという制度です。このデジタル関連法は、この仕組みを都道府県、政令市に義務づけ、市町村にも広げます。今、世界の流れはプライバシー権を保護する制度づくりに動いています。自己情報コントロール権こそ優先課題です。この点で、市の見解を伺います。

○文書課長（嶋田 淳君） 平成29年の法改正で、国の機関等に導入されました行政機関非識別加工情報の制度が、このたびの法改正によりまして、行政機関等匿名加工情報と名称を変更して、当市を含む全ての自治体に導入されることとなりました。こうした個人情報保護制度における大きな制度変更に対応するため、今定例会初日に議決をいただきました一般会計補正予算におきまして、個人情報保護条例改正等支援業務委託料を計上させていただいたところであります。今後、弁護士等、法律の専門家を擁する事業者に、個人情報ファイル簿の作成をはじめとする業務支援を委託することで、個人情報保護の適正化に努め、令和5年春に予定されております法施行に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この点で、今御答弁でもありましたけれども、自治体が個人情報ファイル簿を公表し、企業がこれ応募して、個人情報を活用した事業展開を行うということになります。どのようなファイルを公表対象として市は考えているのか、また個人情報が特定されないように、十分な加工が施されるべきですが、市の見解を伺います。

公表対象については、先ほど国会で米軍横田基地騒音訴訟の原告の情報や、国立大学生の情報が本人の同意なく民間利用の対象に上がっていたことが、国会で問題になりましたって言いましたけれども、極めて重要な問題だと思うんですね。この点での見解を伺います。

○文書課長（嶋田 淳君） 個人情報ファイル簿の提供範囲についてであります。自治体が保有する1,000人以上の個人情報ファイルを匿名加工した上で、事業に使用したいと提案のありました民間事業者に提供すると言います制度で、法に基づき自治体が保有する個人情報ファイル全般が原則として提供対象となります。また、行政機関等匿名加工情報は、個人を識別できないように加工する必要がありますことから、支援を委託する事業者とも調整を図りながら、今後、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 東大和市の場合、まだこれからということなので、まだ問題は起きようないわけですが、先ほど指摘したように、国レベルでも、この動きは既に始まっていて、個人情報特定されかねないような情報についても、この制度が適用され、大きな問題になっているということです。慎重な対応をこの点では求めておきたいと思います。

それで、次にこのデジタル関連法が定める国と自治体の情報システムの共同化、集約の名の下に、政府は自治体独自のシステム変更を抑制するという立場です。自治体の施策を国の鋳型にはめ込むことで、医療費の無料化など住民の要求に基づく上乗せの障害となるおそれがあります。その地域の住民の実情に合わせて運営する地方自治を否定することになりかねません。この点での市の見解と、対応について伺います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 自治体の情報システムを標準化、共通化することによりまして、市民の側から見ますと、自治体への申請届出等の手続が統一されることで、手続の簡素化や合理化が実現し、市民の利便性が向上することなどが考えられます。また、自治体側からは、システムの運用管理に関する知識やノウハウを共有することで、システム運用に関する作業量の減少や、法令改正対応の業務に関わる作業の縮小につながり、限られた人員を他の業務に充当できるようなことが考えられます。市としましては、こうした期待される効果を検証しながら、今後の独自サービスについて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 東大和市では、例えば国民健康保険のコロナ減免について、国は昨年との所得の違いということでやっていますが、東大和市は一昨年と比べてということで、より多くの人が対象になるような形で進めています。それから、多子世帯軽減なども、国保税の関係では行っています。こうした制度が、このデジタル関連法でシステムの共同化、集約が進められる下で、できなくなってしまうという可能性が指摘され、実際に他の自治体ですけれども、これを理由にして市民の要望が否定されるという状況も生まれています。ですから、この点は地方自治そのものの根幹に関わる問題として、重視をしていただきたいというふうに思います。

次に、デジタル関連法は、マイナンバーと預貯金口座のひもつけ促進も盛り込みました。マイナンバー制度は、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、徴税強化と社会保障費の削減を進めるものです。さらに他分野の個人情報をひもづけることには、プライバシー権を危うくする重大な問題があると考えますが、市の見解と対応を伺います。

○情報管理課長（菊地 浩君） マイナンバーの利用によりまして預貯金口座の管理に関する制度につきましては、本人の希望により口座をマイナンバーによる管理にすることができるものであります。これによりまして、緊急的な給付金等について、スピーディーな給付が実現できる等などが考えられます。この制度に関しまして、課題が生じた場合には、国や都と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） このマイナンバー制度については、情報漏えいの問題も含めて、繰り返し指摘をしてきましたけれども、この問題について、市がというよりは、国が正面からまともに検討することなく、このマイナンバー制度の適用対象、どんどん拡大していくということが進んでいます。この点は、市民の財産を守るという点からも、市としてもきちっと重視をしていただきたいというふうに思います。

この3番のところについては、以上で終わります。

今回、私、一般質問、5つの項目、取り上げさせていただきましたけれども、とりわけ新型コロナウイルスの感染が急拡大する中で、市民の皆さんの命が危険に脅かされている。現実に自宅療養という名の下に、自宅で放置されているという状況も指摘をし、具体的な提案も行わせていただきました。野戦病院の設置の問題は市の課題ということではありませんけれども、厚労省の事務連絡で、保健所は市と情報を共有して命を守るケアを行き渡らせるという、こういう努力が求められているにもかかわらず、厚労省の事務連絡にも反して、この情報の共有が行われていないために、市民の命が危険にさらされています。市長もこれについては、東京都にも申入れをしていただいたということですが、事務連絡にも反する事態が継続していますので、連日でもこれねじ込んでいただいて、市民の命を守るという点での対応、お願いしたいと思います。

それから、学校が始まって既に学級閉鎖も生じているという状況の中で、文科省のガイドラインに立った対応を求めました。それで、これガイドラインで踏み込んだ内容というのは、1人感染者が出てクラス全員を検査対象にする、もしくは部活の全員を検査対象にするというところまで踏み込んだことと、それからそのために学校がつくった検査対象者のリストを保健所が追認するという仕組みをつくったということです。これは厚労省は既にやっていて、学校以外の事業所でも行われていることなんですね。これを、この2つをやることで、本当に学校でクラスターが発生しないという点で、非常に大切なガイドラインですので、これに沿った対応を改めて要求しておきたいと思います。

それから、介護施設、障害者施設の集団検査の問題、財源は全額都負担だと。都の制度設計では、通所施設も対象にできることになっている。そして、通所施設からの要望もあるということ、この一般質問で明らかにしました。市が入所施設に限定している制度設計を変えれば、これ実現できるということです。これをやらずに、クラスターが発生したらどうなるのかという問題でもあります。こうした点、ぜひ検討し、早急を実現していただきますよう要求しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず大項目の1ですが、コロナ禍の下での医療のあり方について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない中で、緊急事態宣言、9月12日まで再延長されました。

①として、8月19日時点における東京都の発表によれば、都内の新型コロナウイルス感染者のうち、現在入院中の人が3,900人であるのに対して、本来直ちに入院の必要があるにもかかわらず入院できず、「宿泊療養」「自宅療養」「入院・療養等調整中」と区別される人は3万8,000人を超えています。市民の中でも必要な医療を受けられない人が現れるのではないかと懸念をしますが、市はこのような状況を把握できているのかということについて伺います。

②として、政府の方針では軽症者・中等症者は「原則自宅療養」とされていますが、感染者本人の健康状態の急変に対応して、適切な治療を受けられないことに加え、同居家族への感染がさらに職場や学校で次の感染につながるという悪循環となる危険があると指摘されています。さらなる感染を広げないために、この経路

を絶つ必要があるかと考えます。入院病床、臨時の医療施設、医療機能の強化をした宿泊施設の確保、また往診や訪問看護などの在宅医療の強化、行政検査の抜本的な拡充などが必要であると考えますが、市の見解を伺います。

③として、保険証を持っていても肝腎の医療そのものにアクセスできない事態となっています。憲法で保障された国民の生存権を脅かす重大な事態です。保険者でもある市として、このような緊急事態に即応する必要があると考えますが、見解を伺います。

大項目の2は、介護保険における利用者負担についてです。

令和3年8月から高額介護サービス費の負担限度額が引き上げられ、食事代等を軽減する補足給付の資産要件もこれまでよりも狭められました。

①として、施設利用者からの費用の負担に関する問合せや相談などがあつたのか伺います。

②として、高齢者世帯での介護保険の保険料や利用者負担が急激に重くなっていくことで、サービスの利用控えにつながるのではないかと懸念をします。今後の見通しを伺います。

大項目の3は、コロナ禍の下での消費税の課税強化についてです。

令和3年10月より、消費税のインボイス（適格請求書）制度の課税事業者登録申請の受付が始まります。これにより本来非課税である売上高1,000万円以下の免税事業者が課税事業者とならなければ取引から排除されるおそれがあるため、やむを得ず課税事業者となる選択を迫られることとなります。

①として、コロナ禍によって困窮状態にある零細事業者や個人事業主が、新たに収入の1割も課税をされ、煩雑な事務負担まで負わされることとなります。市内事業者への影響について市の認識を伺います。

②として、市または市の業務を受託する事業者と取引している零細事業者や個人事業者に対して、適格請求書発行事業者の登録を求めるべきではないと考えますが、市の見解を伺います。

大項目の4、投票所の改善についてです。

①高齢者や障害者の方々から投票所の設置について改善を求める声を聞きます。現在投票所となっている施設の状況や期日前投票所の増設についての見解を伺います。

大項目の5、多摩湖周辺における騒音問題についてです。

多摩湖周辺の住民の方々から、しばしば騒音についての苦情が寄せられます。

①として、西武球場や西武ゆうえんちの音漏れに対する相談と対応について伺います。

②として、自衛隊機の騒音に対する相談と対応について伺います。

③として、第二次東大和市環境基本計画上の騒音対策の位置づけと次期計画での見直しについて伺います。

大項目の6は、豪雨対策についてです。

①今夏、豪雨災害が世界各地で多発をし、日本国内でも「数十年に一度」「百年に一度」と言われるような大規模水害が毎年のように起こっています。近年の気候変動の激甚化を見据えた抜本的な対策が必要になるものと思われませんが、市の認識を伺います。

壇上での質問は以上といたします。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。他の皆さんとの回答、なるべく重複しないように心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、新型コロナウイルスに感染した市民の療養状況等の把握についてであります。市では東京都多摩立川保健所から情報提供を受けていないため、個々の感染者の療養状況については把握しておりません。

次に、新型コロナウイルスの感染者に対する医療提供体制等についてであります。各都道府県は国の方針に基づき、専用の病院や病棟を設定する入院重点医療機関の指定を行うこととされています。これを受け東京都では、入院重点医療機関の役割を明確化し、重症、中等症、軽症の症状別に受け入れることや、宿泊及び自宅療養体制と連携を図るなど、緊急時の体制へと移行させているところであります。また、宿泊療養施設の確保、自宅療養者への医療支援システムの運用などの取組が進められ、感染者の症状に応じた医療提供体制が整っていくものと認識しております。東京都市長会としましても、要望活動を行っているところであります。私も市長会の副会長として、新型コロナウイルス感染急拡大から市民を守るための緊急要望につきまして、東京都に対して行ったところであります。

次に、緊急事態における医療提供体制等についてであります。現在、デルタ株と言われる変異型ウイルスへの置き換わりが進み、非常に厳しい感染状況となっていることから、このような緊急事態に対応できる医療提供体制等の整備が重要であると考えております。東京都では、入院調整体制を強化し、入院待機者を一時的に受け入れる宿泊療養施設や、病院内などに酸素ステーションを開設しております。

次に、介護保険の制度改正に伴う利用者負担についてであります。電話でのお問合せや更新手続で来庁された市民からの相談はありますが、制度改正につきましては市報や公式ホームページ、リーフレットなどにおいて周知を図っており、丁寧に説明することでおおむね御理解をいただいているものと認識をしております。

次に、介護サービスの利用状況についての今後の見通しであります。今後の介護サービスの需要につきましては、国全体で2040年頃までは増加していく見通しとなっております。今回の介護保険制度の改正は、このような見通しを踏まえ、負担の公平性と制度の持続性を維持するために行われたものと認識をしております。

次に、インボイス制度による市内事業者への影響についてであります。インボイス制度は複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入されるものであり、適正な取引が行われるよう国等による制度の周知と、事業者の理解が重要になるものと考えております。市としましては、今後の市内事業者への影響について、東大和市商工会とも連携しながら情報収集してまいりたいと考えております。

次に、適格請求書発行事業者の登録についてであります。免税事業者が適格請求書を交付するためには、課税事業者となり、税務署から適格請求書発行事業者として登録を受ける必要がありますが、この登録については任意となっております。市としましては、各事業者において制度の目的や内容を把握し、影響等を勘案した上で登録の判断がされるものと考えております。

次に、投票所となっている施設の現状と期日前投票所の増設についてであります。東大和市では公共施設の設置状況や地域ごとの選挙人名簿登録者数等を勘案して、市内に15か所の当日投票所を設置しているところであります。また、期日前投票所の増設につきましては、公職選挙法では投票について当日投票所投票の原則が規定されていますことから、慎重な対応が必要と考えております。

次に、多摩湖周辺における音漏れの相談と対応についてであります。西武球場や西武ゆうえんちの音に関する市への相談は1件あり、職員が先方その内容を伝え、対応を依頼しております。特に西武球場で行われるコンサートにつきましては、音の影響が及ぶと想定される範囲に、事前の周知を行うとともに、主催者へは

音響設備の配置などについて配慮をお願いしているとのことであります。

次に、自衛隊機の音についての相談と対応についてであります。市の東部上空を飛行する自衛隊機の音につきましては、令和2年度に2件の相談があり、必要に応じ陸上自衛隊立川駐屯地に問合せを入れたところがあります。また、今年度にあつては現時点で1件の問合せがありました。飛行している理由を自ら確認したいとの内容でありましたことから、陸上自衛隊立川駐屯地の問合せ窓口を御案内いたしました。

次に、第二次東大和市環境基本計画における騒音対策の位置づけと見直しについてであります。環境基本計画は東大和市環境基本条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的、かつ計画的な推進を図ることを目的に策定しており、第二次東大和市環境基本計画では環境の保全に取り組んでいくために、5つの基本目標を設定しております。音に関する位置づけは、基本目標のうちの「環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち」に該当するものと認識しております。しかし、音や臭気に関しましては、一定程度の受忍義務が伴うことや、個人差が生じるものでありますことから、具体的な位置づけは難しいものと考えております。

次に、大規模水害に対する市の認識についてであります。豪雨対策としましては市民の生命、安全を確保するため、迅速に避難所を開設することが重要であるとともに、市内河川の早急な整備と公共下水道の整備などを進めていくことが重要であると認識しております。また、道路冠水などによる浸水被害を軽減するため、雨水排水施設の能力確保や、雨水浸透施設の設置などの取組を継続して実施していくことが必要であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時15分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

壇上でも申し上げましたけども、他の方の御質問への回答とも重なるところもありますので、なるべく重複を避けてやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目1のコロナ禍の下での医療のあり方についてなんですが、改めて9月1日現在の療養状況を見ました。東大和で言いますと、入院が29人、宿泊療養11人、自宅療養90人、調整中17人の合計147人の方が今、療養中ということになります。尾崎利一議員の質問の中でも、ちょっと紹介しましたが、たまたま東大和市内でコロナ感染された方、回復された方から、療養中の状況を聞く機会があり、私も直接、耳にさせてもらいましたものですから、このことはぜひ皆さんにも伝えてほしいということで、いろんな角度からの報告をさせていただこうかと思います。

8月31日付で、市から保健所の対応が間に合わない自宅療養者の方には、市の職員さんが直接、食料品などお届けいただけるということで、対応していただけるということ伺いましたので、非常に安心をしました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

初動で対応される市の職員さんのためにも、ぜひ知っていただければと思って、実際の療養経験、1つ、紹

介しておきたいと思います。

これはある御家族の方ですが、自宅療養といっても全く放置に等しい扱いだったと言います。8月3日に、家族の1人が38.5度の発熱をし、病院の検査で家族全員、3人家族なんですが、陽性と判明、保健所からの連絡を待つように指示されたが、数日後から朝夕に安否確認の電話があるだけだった。自宅療養を始める前から必要になる「新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック」という都の冊子があるんですが、これも初めの数日間、届かないままでした。都からは、自宅に食料が届けられるが、配達人と直接顔を合わせないようになっているため、玄関越しに声をかけられ、玄関の前に段ボール箱で数日分の食料が届けられる。立つことも満足にできないほど衰弱しているので、玄関前に置かれた重い荷物を部屋に運び込むのも、その身では大変容易ではないことであったと言います。

開けてみると、この中身も、主食らしきものはスパゲッティやそうめんなどでしたが、お湯を沸かすこともできない状態で食べられない。その他には、スナック菓子やマヨネーズ、紅茶のティーバッグなどが入っていたが、やっと食べられたのはプリンぐらいだったそうです。食べられないのでどんどん体力が落ちていく。1.5リットルのペットボトルの紅茶も入っていたが、そのボトル自体、もう重くて手に取って飲むこともできない。せめて缶詰や経口補水液、こういったものでも入っていればよかったんだけど、いずれにしても病状に応じた栄養のある食べ物を届けようという、そういうそぶりが開けてみても全く見られなかったと言います。

発症から7日後、妻の熱が39度になり、パルスオキシメーターでも正常値を大きく下回る89%まで下がったということから、救急車を呼んだんですけども、保健所の指示がないと病院に搬送ができないと言われ、直接保健所に掛け合い、ようやく翌日に病院に受け入れてもらえたと言います。一時、心肺停止状態となりましたが、幸い一命を取り留め、現在、退院をなさったそうです。

いずれの体験者の方々からも、万一のことを覚悟してくださいとお医者さんから言われたと言います。このように保健所からの連絡、配食、薬品、入院の見通し、ないない尽くしの自宅療養で、不安のどん底に突き落とされているというのが、そういう実態が全く知られていない。もうあんな思いをほかの誰にもさせたくないのどと、皆さん話していただきました。

伺いますが、都から市に自宅療養者の名簿が提供できないと言っている、その理由が何なのかということ伺いたと思います。都は依然として、自宅療養者世帯の情報を抱え込んで、実態として放置をしてる形になっています。1か月で10倍近く増えた自宅療養者の保護の責任を、最終的に誰が責任を負うのか、速やかな提供を求めるのですが、いかがなんでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 保健所からの自宅療養者等の名簿の提供についてでございますが、自宅療養者が急拡大し始めました8月上旬頃に、東京都多摩立川保健所に自宅療養者の方の支援など、保健所と連携、協力できないか確認をしております。結果としましては、個人情報の提供は難しいということでございました。

なお、9月より始めております市が独自に開始しました食料品等、自宅療養者の方の支援の制度の事業の紹介につきましては、多摩立川保健所のほうから自宅療養者となった方に対し、陽性等の調査をするときに情報提供をしていただいております。

以上です。

○5番（森田真一君） その連絡自体が遅れ遅れになっているということが、この患者さんたちからも報告をされてるところなので、本当、市がつかんで直接対応できるのが望ましいんだと思うんです。

厚労省の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインというのがあります。この解説の中では、法第23条、個人データの第三者提供には、あらかじめ本人の同意が得ない個人データの第三者への提供のできる例として、1つは、「法令に基づく場合」、2つは、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」3つ目に、「公衆衛生上の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」4つ目に、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」と列記をしています。実際、自宅療養者のこの方々のお話を聞くと、電話をかけることさえ困難な病状になる方も、病状が急変し、そういうふうになる方もいらっしゃるという中で、本人が事前にこういうサービスを受けられるということを知り、市に連絡を取るというのは非常に難しいことであります。

この解説で、今、4つ挙げましたが、これを援用した事例として、東日本大震災による原発事故により、避難を強いられた福島県の南相馬市では、避難できずに自宅に取り残された障害者と、その家族たちを保護するために、全国から支援に入った障害者団体のボランティアに情報提供をしたというものがあります。これ本当に英断だと思うんですが、これ大変有名なエピソードで、後に「星に語りて」という映画でも、そのエピソードが紹介され、市内でも上映されていました。私もその映画で初めて知りました。都の恣意的な対応にとどまらず、法に基づいた対応が必要だと思います。市長会から、再度、都に働きかけていただきたいということをお願いします。

次に、伺いますが、臨時の医療機関の開設が多摩西部医療圏にも緊急に必要となっていると思うのですが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 臨時の医療提供施設につきましては、東京都市長会の緊急要望により、速やかに改正することを東京都に対し求めております。また、北多摩北部医療圏ではありますが、令和3年8月31日に東京都は当市に隣接する東村山市の多摩北部医療センターに酸素ステーションを開設し、中等症の方を対象に応急的な受入れを開始したとのことであります。

以上です。

○5番（森田真一君） ほかに医療圏だけでとどめなくてもいいのかもしれないんですけども、医療圏というふうに聞きました。なるだけ近いところに、可能な限りの医療資源が、今必要になっているものなんでしょうか。酸素ステーションは重要ではあるんですけども、これ入院に今時間がかかっている中で、その入院までの時間をつくるための、しのぐための措置だということなんで、これ自体は別に治療ということではないので、治療に結びつくようなことが必要だと思うんですが、少なくとも自宅で何も手当てできないという状況よりは、こういったものが近くにあるのは望ましいことかと思えます。市からいただいた情報提供の中でも、昭和病院にも酸素ステーションを設けていただくことになったとか、あと報道では味の素スタジアムに一部病床がつくられるというようなことも報道されているわけですが、私、この問題では、つい最近、いろいろ見聞きしてる中で、ちょっと気になることがありました。

この緊急事態宣言の延長の中で行われたパラリンピック、昨日で閉会しましたが、オリンピック・パラリンピック無観客で無理に開催したことのゆがみとして、大量廃棄の問題が度々報道されていました。7月には選手村での弁当の大量廃棄に始まり、8月には組織委員会が借り上げたホテルで朝食の大量廃棄、選手村や会場に用意した医療用のガウンなどの未使用の衛生備品の大量廃棄など報じられました。いずれも食べても食

べなくとも、使っても使わなくとも契約だからと注文して、利用されることなく廃棄されたことを目にした都民からは、血税を何だと思っているんだと怒りの声が上がりました。

これとの関係で、私が注目したのは、この医療崩壊と言われる状況、特に今年の正月前後から、もうかなり東京ではっきりしてきたわけですが、こういう中で入院できない患者さんが大量に生み出されてる中で、この療養先ということで、日本財団から提供された品川のバラアリーナという施設があるんですが、ここに用意されたベッド100床が全く使われずに放置をされているという記事が7月の末にありました。都知事も下見に行っただけなのに、都が使用を拒んでいるという内容でありました。

私は、この質問に当たって取材を实はしましたところ、今、東大和の桜が丘に都立東大和療育センターがありますが、つい昨年まで大規模改修工事を行っていました。平成30年秋から令和2年の秋までの2年間、この工事のために使用していた仮設棟を解体、今してしまいました。この現場の関係者の中では、配管も電源なども整った新品同様の120床余りを、コロナ感染者の受入れに利用できるのに、なぜ解体してしまうのかと惜しむ声もこの中で聞き、現場では話題になっていたということでもあります。

多くのコロナ患者が苦しむ姿に思いが至らず、今すぐ利用できるものさえ、利用もせずに投げ捨ててしまうと。オリンピック開催ばかりに目を奪われてきた小池都政の下で、本当に捨てられているのは都民、市民の命なのではないかと、こういうふうには思わざるを得ないというのが、今の自宅療養者、コロナ感染者をめぐる状況なのではないかということを感じます。これ、意見として申し上げたいと思います。

次に、介護保険における利用者負担なんですが、これも幾つかの施設に対応を問い合わせしてみました。利用者に説明をしたある施設では、補足給付の対象外となる方も出る見込みで、困惑をしていたといいます。また、別の施設では、まだ請求前なので具体的な相談はないが、10月頃には相談があるかもしれないと聞いております。個別の相談の対応になるとは思うんですが、介護が必要な方が取りこぼされないように、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

平成29年の6月に東京都社会福祉協議会が、前回の負担割合の要件変更や負担限度額の要件変更に伴う影響がどのように出ていたのかということ、アンケート、高齢者、その御家族の方、2万3,000人を対象に行っています。この総括には、このようにあります。約18%が2段階から3段階への負担引上げとなり、負担限度額要件の変更によって、従来型特養では1万円から2万円、ユニット型では2万円から3万円の負担増となって、費用負担が苦しく、今後の生活に不安を抱いているという声が多く聞かれたとしています。また、1割負担から2割負担の境界層では、2割負担となってしまった利用者家族からは、利用料の支払いのために生活を切り詰めているという深刻な意見も聞かれるとしています。応能負担による自己負担の引上げが求められたことにより、経済的な余裕がある高齢者には、介護サービスの選択肢の幅が幾つか残されているわけですが、それ以外の高齢者や家族にとっては、既存のサービス利用料ですら生活を圧迫しているということが、この調査結果から分かったといいます。給付費の増加と財政難が続く中、制度を持続可能にするための選択肢は限られてると推察できますが、介護保険制度の基本理念である自己決定の尊重、住み慣れた環境での生活の継続、自立支援からの乖離は否めません。負担増に対する高齢者・家族介護者への支援及び制度の在り方を早急に検討すべきであると考えます。この報告、このように結んでいます。社会保障負担制度により、介護を受ける権利が奪われることがないようにということを求めまして、この項を終わらせていただきます。

次に、コロナ禍の下での消費税の課税について伺います。金曜日の尾崎利一議員の質問の中で、事業系廃棄物の手数料値上げを例に、コロナ禍で困窮する零細事業者に一層の負担を負わせることになることを問題提起

をいたしました。私はこの項目では消費税の課税問題から同様に、コロナ禍で困窮する零細事業者に、一層の負担を負わせる動きになるのではないかとこの観点から、この質問いたしました。

9月1日付のしんぶん赤旗では、インボイス制度の導入が施政との関係でどのように表れるのかということの一例として、シルバー人材センターの会員への影響を取り上げました。会員とシルバー人材センターの関係が、雇用ではなく業務委託という形態を取っていることから、センターが国に消費税を納税する際に、仕入れ課税控除をするために、会員に発行したインボイスが必要になります。本来非課税である会員は、新たに消費税を負担することに結果としてなります。

全国シルバー人材センター事業協会では、会員に支払う報酬から消費税額を差し引くことも検討してると言っています。全国70万人いるというシルバー人材センターの会員は、少ない年金の足しにと、僅かな報酬を生活の当てにして働いております。新たに消費税まで取られれば、日常生活のささやかな楽しみまで奪われかねません。インボイス制度の導入は、令和5年の10月からということですが、今年の10月から適格請求書発行事業者の登録が始まります。たとえ2年後とはいえ、コロナ感染自体が収まっていたとしても、その経済的打撃までは回復済みであるかどうかというのは疑問だと思うんです。今が災害級の事態だということは、都知事も発言をされてるところですけれども、東日本大震災のときを例に挙げれば、震災、発災から以降の関連倒産件数が落ち着いてくるまではおよそ6年かかっています。最賃もない、労災も適用されないような、官製ワーキングプアを増やす政策を後押しするような、消費税の課税強化に反対をし、この項目を終わります。

次に、投票所の改善についてであります。これは湖畔に住む方々が狭山公民館で今、投票しておりますけれども、湖畔集会所などに投票所を変えられないのかという御意見をいただいておりますが、いかがなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票所の面積は、当市における現在の期日前投票所の面積が約80平方メートルであり、最低限この広さが必要と認識しておりますが、湖畔集会所の集会室面積は63.7平方メートルと狭いため、実施は困難であると考えているところであります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） また、小学校の体育館を投票所としての地域が幾つかあるわけですが、雨が降った場合のぬかるみですとか、また校庭を歩いていくということで、夜間は足元大変悪く、体育館まで行きにくいという声が、特に高齢者や障害者の方々から聞かれます。体育館ではなく、別の施設に変えられないのかという御意見があるんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 現在、市内15か所の当日投票所のうち、6か所について小学校体育館を利用しているところであります。これらの体育館の周辺には、当日投票所として必要な面積を備えた代替施設がないため、投票所を変更することは困難であると考えております。このため、夕暮れ以降、ランタンで足元を照らすことなど、高齢者や障害者の投票行為に負担がないよう、丁寧な対応を心がけているところであります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私も車椅子の方に頼まれて、たしかたまたま雪だったと思うんですけど、ぬかるんで大変だったなというのを、この質問してる中で改めて思い出したんですけど、市の職員さんたちが手伝ってくださって、ぎりぎりまで車も入れていいよというようなことで、そのときは丁寧に対応していただいたというのがあるんですが、その学校のつくりによっては、なかなかそれも非常に難しいときもありますし、そもそもそ

ういう状況の中で安心して当日投票に行こうというのが、困難であるということは依然変わっていないものだと思います。

次に、新堀地区会館に期日前投票所を設置できないのかというお声も少なくありません。この点ではどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 期日前投票所の増設についてであります。公職選挙法における投票の原則は、当日投票所投票であります。この原則を基本とする認識の下で、市の面積や現在の期日前投票所である市役所会議棟は、当市の中央にあることから利便性も高く、期日前投票所を増設することについては、慎重な対応を取らざるを得ない状況でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 選挙はここ数年、だんだん期日前投票が増えているということもありまして、以前は言ってみれば、本当は当日投票が当然なんだけど、もうやむを得ない場合は仕方ないですねということだったものが、期日前も事実上どんどん来てくださいますという感じに変わってきてますし、そういう意味で言うともう告示後の翌日から投票日まで、ほとんど毎日が投票日という状況が実際なのかなと思っております。そういう中で、投票に参加をする権利を極力保障していただくということをお願いをしていきたいというふうに思うんです。

私、たまたま関わった例でいいますと、沖縄県の豊見城という市がありますけど、そこではスーパーの名前、ちょっと忘れちゃいましたけど、大規模ショッピングセンターがたまたま市内に2つありまして、その両方を期日前投票所にして、少しでも投票に来てもらう便をよくしようと、気軽に投票に参加してもらえる条件をつくろうということで、そういう体制になっているようであります。本当に私たちのまちも、それぐらいできるようになると望ましいんじゃないかということで、ぜひ引き続き研究を進めていただければということをお願いをしまして、この項は終わります。

続きまして、多摩湖の周辺における騒音問題についてです。

これは先ほど市長答弁の中でも、相談のたびに対応していただいているということで、ありがとうございます。ただ、ちょっとこの間、様子が変わってきてるなと思いましたのは、1つは自衛隊機なんですけど、私も以前、ちょうど飛行経路になるところ、真下に住んでたもんですから、その騒音の様子というのはよく理解しているつもりなんですけども、ここのところ輸送機だとか大型機が多いように感じるんですね。それで、こういった相談が来てるんじゃないかなというふうに思っております。これは自衛隊の任務上のことだから、具体的な中身は、一々、市が把握してるということではないと思いますけども、相談があったときは引き続きよろしくお願ひしたいと思うんですが、計測器の貸出しだとか、直接調査に行かれるとか、そういうようなことというのは、こういう場合はないんでしょうか。市の報告だと南部ではヘリコプター騒音だとか、米軍基地から飛来する飛行機の騒音なんかは、いろいろ経路ですとか騒音等、確認してるかと思うんですが、こちらの東側のほうではいかがなんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 騒音となれば、市のほうで測定に行くという形は考えておりますが、現在、市民の方への計測器の貸出し、こちらのほうは行っておりません。

以上です。

○5番（森田真一君） 件数少なくとも、ぜひ毎回、毎回ということはないかな難しいのかもしれないですけど、一度、東側の騒音についても調査をしていただければなということで、これはお願ひということではおきま

す。

それから、西武球場と西武ゆうえんちの音漏れなんですけども、これ人によって感じ方が随分違うということとは全くそのとおりなんですけども、今年の夏の話で言いますと、西武ゆうえんちがリニューアルオープンをしまして、それに伴ってだと思うんですが、花火の打ち上げが頻繁に行われてるんです。前は土曜日と日曜日、大体8時から8時半ぐらいの間、週2回ですね、やってて、楽しみにされてる方も大変多いんですけども、今年に限ってというとはほぼ毎日、打ち上げて、昨日も音してましたから、まだしばらく続くのか分かんないんですけども、365日ずっとやるということは多分ないと思うんですが、当面、こういう従前とは違うような変化もありますので、この問題は改めて取り上げさせていただきます。

この御相談をいただいた折に、東大和市の環境基本計画を改めて見直してちょっと気がついたんですけども、この騒音関係というのは、近隣同士の騒音というのは、割と事細かに書いてあるんですけど、こういう大音響を出すような施設との関係で事業者に対しての働きかけとか、そういうのはあまり細かくは書いてないんですけど、これについては今後、見直しだとかの必要性があるとかいうようなことというのは、お考えはあるのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 一般的に騒音につきましては、騒音規制法ですとか、あと環境基準、こちらのほうが適用されると考えております。今回の御質疑の事例でいきますと、市内で最初から大音響が出る施設というのはないものと認識しておりますので、他の自治体のことについて最初から触れるというのは、そこはちょっと難しい部分であるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 大項目6の豪雨対策についてなんですが、幾つか教えていただきたいと思うんですが、もしかしたら他の方から聞かれたこと、ちょっとかぶっちゃうかもしれないですけども、まず空堀川上流雨水幹線整備計画の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 空堀川上流雨水幹線整備につきましては、令和3年度は東京都におきまして、現在、土質調査と実施設計を実施しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） じゃ、これは実施設計を経て、いつから始まって、いつ終わるとか、事業期間等や実際の施工する場所が決まってくるという理解でよろしいですか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 東京都におきまして、そこら辺の部分も含めまして検討していくということになると思います。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 東京都が今年の4月に柳瀬川流域を対策強化流域に指定をして、流域自治体による雨水流出を防ぐ事業への補助金交付などを進めると聞きました。これまでの計画に加えて、今、追加的に行われると見込まれるような事業があるのかということをお伺いします。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 柳瀬川流域が対策強化流域に選定されたことにより、追加される具体的な事業につきましては、現時点で把握はしておりません。今後、東京都及び関係各市町において策定する柳瀬川流域豪雨対策計画において、具体的な取組の内容が明らかになってくるものと認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私も自分では一応調べたんですけど、出てきたのは日刊建設工業新聞の記事で、今年度の実施箇所は東村山市秋津町から久米川町にかけての区間だというふうにありましたんで、また今後、時々お聞かせいただければというふうに思います。

さて、この豪雨対策、こうやって時間をかけて粛々とやっていくことになるわけですが、そもそも論ということで言うと、今壇上でも申し上げたとおり、百年に一度とか数十年に一度という大雨が毎年あちこちで降って、それが特に今年なんかは目立つわけですけども、ドイツやら中国やら、台湾もそうでしたっけ、ちょっと度忘れしちゃいましたけど。今、アメリカもハリケーンで大変なことになってると、こういう異常なことが同時に起こることが目立ってきてるように思います。

これはもう、これまで再三、言われましたけども、人間活動が排出するCO₂の排出量の増大が非常に大きな影響を与えているということが、仮説としてあったわけですけども、今年の夏に国連IPCCで、改めてこれが人為的な影響によるものだとほぼ断定できるというようなことが発表され、また2030年までにはCO₂の排出量を2010年度比で45%まで削減し、2050年までには実質ゼロに達成できないと、破局的な気候変動が回避できなくなるというふうにしています。こういったところからお伺いしたいと思うんですが、第二次東大和市環境基本計画、これ平成29年から令和8年までの計画となるんですが、また第三次東大和市地球温暖化対策実行計画、こちらは平成29年から令和3年まで、つまり今年度までのものですが、市の施設における再生可能エネルギー利用システムの導入を検討しますというふうにあるんですが、この検討状況についてまずお伺いしたいというふうに思います。

○環境部長（松本幹男君） 市の公共施設への再生可能エネルギー利用システムの導入でございますが、こちらにつきましては今後ですね、施設の建て替えや大規模修繕等を行う中で検討していくこととしております。

以上です。

○5番（森田真一君） また、市内の民間事業者や個人住宅における再生可能エネルギーの導入を促進するために、国や都の支援に関する情報を随時提供していく必要があるのかというふうに思うんですが、これまで情報提供はどのような形で行われたことがあるのか、お伺いしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 周知方法でございますが、市報をはじめですね、市の公式ホームページのほうへの掲載で実施しております。

以上です。

○5番（森田真一君） 私、市報を見て、実は恥ずかしながら初めて気がついたんですけども、令和2年8月1日付の市報の中で、東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンというキャンペーンの募集記事が載っていました。これは再生エネルギー、再エネ電力の共同購入という内容のようなんですけども、これについてはその後、推進の予定とかは何かあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） ただいま紹介のございました東京都で実施しました「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン、こちらにつきましては大変好評であったということで、実施から今年の春先まで、計第3回までキャンペーンを実施しております。ただ、現在、その第3回までの募集期間が終えてるということでご

ざいますので、今後、何らかの動きがあつて、また募集を再開するという事になれば、市報等で市民の方々へ周知したいと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 都内でも多摩、どこの市だったかな、正確に覚えてないのでちょっと割愛しますが、市が電力事業を立ち上げたみたいな報道も都政新報か何かで見たような気がするんですけども、一足飛びにそこまでいかないにしてもね、今いろんなそういう自然再生エネルギーの活用ということでいうと、いろんなチャンネルがあるので、ぜひ常々、紹介できるものは紹介していただければなというふうに思っております。

私自身も、たまたま今年に入って、会社名、言っていないかな。「みんな電力」って今、よくCMなんかで流れてくる自然再生エネルギーを使った電力会社の契約に東京電力から切り替えたんですけども、選択肢としても幾つかあるんですけど、自然再生エネルギー100%の契約だとか、そういったものなんかは今、気軽に幾つもあるものがありますんでね、こういったものが、例えば何かカタログとか、パンフレットみたいなものが、パンフみたいなものが手軽に取れるような機会があつたりとかいうふうな形で、どこかで思いついたときに切替えがしやすいように、お入りいただければなというふうに思います。

次に、伺いますけれども、これまでも他の議員の皆さんからの同様の質問の中で、市の施設の高圧充電について、PPSに切り替えているという旨の答弁をされています。これが環境対策ということの一つだということなんですが、東日本大震災の後、以来、東大和市でもすぐこの新電力の契約に切り替えられて、そのときよかつたなというふうに思ったんですけども、これについてはちょっと1つ気になることがありまして、今東大和市の契約をしている会社、2か所ということで、1つはV-Powerという会社、それからもう一つ、日立造船が契約先ということで伺ってるんですけども、契約先のこの1つであります日立造船……

○議長（関田正民君） 発言中ではありますが、森田議員に申し上げます。通告の範囲の中の質問をするようお願いいたします。

○5番（森田真一君） ずれちゃったかな。ちょっと直します。承知しました。

○議長（関田正民君） お願いします。

○5番（森田真一君） 要は、PPSの中にもパーム発電だとか、今、森林破壊につながるということで問題になってるところもありまして、日立造船は去年、株主総会で、これは見直しをしてやめるんだということで意思表示されたんで問題ないと思うんですけども、こういったどこから電気がやってくるのかというようなことも含めて、再生可能エネルギーの活用を進める、こういうようなことをぜひ御配慮いただきたいというふうに思います。

私たち日本共産党も、先日、気候危機を打開する日本共産党の2030戦略というものを発表して、自治体も巻き込んで様々なチャンネルからCO₂排出量を低減していこうということを発表したばかりで、一緒に学びながら、ぜひこれ進めていければというふうに思います。

私の一般質問、これにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 登壇〕

○8番（中村庄一郎君） おはようございます。8番、中村庄一郎、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番であります。道路整備と雨水対策。

①といたしまして、芋窪地域の市道の舗装補修について。

アといたしまして、多くの生活道路で舗装の劣化が見られるが現状と対策は。

②といたしまして、雨水対策について。

アといたしまして、令和3年4月に東京都が「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、柳瀬川流域を対策強化流域に追加したが、その内容は。

イといたしまして、このことにより、今後の取組はどのようになるのか。

③といたしまして、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の整備の現状と今後の見通しについて。

以上であります。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔8番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、芋窪地区の市道の舗装の現状と舗装補修の対策についてであります。芋窪地域の生活道路は他の地域と同様に、道路整備後およそ30年から40年経過し、舗装の劣化が多く見られる状況であります。そのようなことから、令和2年度及び令和3年度におきまして、道路幅員2.5メートル以上の市内全ての市道の舗装状況を数値的に把握する路面性状調査を実施しております。この調査結果を踏まえまして、今後、劣化状況に応じて優先順位を定め、舗装補修の概算費用を算出の上、舗装補修計画を策定し、優先順位の高い路線から舗装補修工事を行ってまいりたいと考えております。

次に、柳瀬川流域の対策強化流域への追加についてであります。東京都は平成26年に改定した東京都豪雨対策基本方針に基づき、甚大な浸水被害が発生している地域を、重点エリアとして対策強化流域に選定し、河川の整備や流域対策等を進めてきました。空堀川や奈良橋川を含む柳瀬川流域は、対策強化流域ではありませんでしたが、令和3年4月、東京都は近年の浸水被害の発生等を踏まえ、柳瀬川流域を対策強化流域に追加したものであります。内容につきましては、柳瀬川流域における時間65ミリまでの降雨について浸水被害を防止することを目標とし、目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保することとしております。

次に、今後の取組についてであります。柳瀬川流域が対策強化流域に選定されたことに伴い、東京都及び関係各市町において浸水対策を実施していくための基礎となる柳瀬川流域豪雨対策計画を策定することとなっております。また河川整備につきましては、東京都が柳瀬川流域河川整備計画を改定し、整備を進めていくとされております。流域対策につきましては、市町ごとの対策目標量の明確化等により、雨水流出抑制を強化するとされております。

次に、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の整備の状況と今後の見通しについてであります。現状につきましては、市内では青梅街道以北の延長約690メートルの区間が未整備の区間となっております。当該区間の今後の見通しにつきましては、平成28年3月策定の東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、東京都が令和7年度までに優先的に事業に着手する路線に選定されていますが、現時点では事業着手はされていない状況であります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

まず最初に、芋窪地域の市道の舗装補修について再質問をさせていただきます。

芋窪地域の道路の舗装ですけれども、舗装のひび割れや少し下がっている箇所があるなど、傷んでいる箇所が見受けられます。市民の方からも、舗装を直せないかとの要望をいただいております。道路の補修はその面積が大きくなればなるほど費用がかかります。そのような中、市の担当課におきましては、限られた予算の中で補修を行っていただいております。御苦労されていることは承知をしておるところであります。

先ほど市長の御答弁にありましたけれども、芋窪地域だけに限らず市内の多くの道路の舗装の劣化が見られるということで、それを踏まえて、現在、路面性状調査という舗装の現状調査を行っているということでした。芋窪地域内を見ますと、舗装が傷んでる箇所の中で、早急に修繕を行う必要がある道路もあるのではというふうに思っています。私なんか車が通ったりしてもですね、継ぎはぎだらけのパッチワークみたいな道路になっちゃってるところが多くてですね、私の車なんか古い車でボンコツなもんですから、小さい車なもんですから、そういう路面の悪いところどンドン吸い上げていっちゃうんですね、走ってみてもよく分かって。先日はちょっと歩いてみて、いろいろ見てきたんですけども、そういうのを乗り越えたりなんかするときに、かなり騒音みたいのが出たりしてですね、住宅街ですとやっぱり結構そういう騒音が気になるようであります。

今回の調査から、計画策定ですね、また舗装補修の実施となるかと思っておりますけれども、現在の進捗状況と今後の予定の詳細をお聞かせいただきたいと思っております。

また、計画に沿って舗装補修するまでの間に、早急に修繕を必要とする箇所があった場合については、どう対応していただけるのか、お伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 路面性状調査についてでございますが、先ほど市長の答弁でもございましたように、道路幅員2.5メートル以上の道路を対象としまして、令和2年度に新青梅街道から北側の市道、全ての調査を終えてございます。令和3年度につきましては、新青梅街道から南側の市道、全ての調査を現在実施しているところでございます。この結果からですね、令和4年度に補修箇所を抽出し、劣化状況による補修の順位づけや概算費用を算出し、それらを総合的に判断して補修の優先順位を決定していくという舗装補修計画を策定する予定でございます。このとおりに進んだ場合には、計画策定後、優先順位の高い順から順次整備を進めていくということになります。また早急に修繕が必要な箇所につきましては、通行者の安全確保のため、部分的な補修で対応することになります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今、村山貯水池の堤防の工事が始まってはおります。幹線道路のことですけれども、埼玉の所沢の山口の地域からですね、芋窪を抜けて八王子ですとか立川ですとか日野ですとか、向かっていく通勤の方がいらっしやったりするんですね。そうすると、堤防を渡っていきまして、まずは芋窪の1丁目、2丁目ですね、私の自宅なんかがある青梅街道より北側なんですね。その道を下りてって、青梅街道に出て、それから今度、3丁目、4丁目の地域に入っていくんですね。それが新青梅に出る前、それから3・5・20号線に出る前の地域なんですね。その住宅街を、みんな朝、通っていったりして、過去にも住民の意向もあまして、交通規制ができないかという話をしたんですね。時間規制ですとかね。ただ、なかなか交通規制というのは非常に難しくてですね、なかなか調整もできないということもあまして、警察署とも話をしまし

たけれども、なかなかそれ難しいということなんですよね。

そういうことで、結構、埼玉のほうから出て来られる方、また最近では皆さんも多分承知してると思うんですけど、土曜日、日曜日になりますと新青梅がですね、新青梅や青梅街道がかなり混んできてます。多分、瑞穂だとか入間だとか青梅だとか辺りのスーパーというんですかね、いろんな大きな大店舗のほうへみんな流れていく人たちですね。そういう形の人たちが、やっぱり貯水池を渡って来られたりしたりして通るんですね。やっぱり道路の劣化というのは、やっぱり通行状況とか、様々な状況があると思うんですね。ですから、そういう意味では非常に芋窪地域、かなり通行量が多くなってまして、実は先日も金曜日に議会が終わりまして、私、帰りましたら、青梅街道から貯水池へ上がっていく芋窪のK's (ケイズ) って床屋さんの角ですね、こちら上がるところの豊鹿島神社のあるところなんですけども、そこで交通事故があったという看板が出ておりました。もし、見た人がいたら、ぜひお知らせくださいと。自転車と車の事故のようであります。

ここの道路もですね、過去には、私も立ち会ったことがあるんですけども、西武球場駅に野球観戦に行ったお子さんが、集団で西武球場のほうから、その坂道ですね、ずっと貯水池から青梅街道には坂道になってます。そこが直線ですごく視界もいいもんですから、自転車で集団で飛ばして来たら、そうしたら排水溝のマンホールですね、この蓋が少しですけど、微妙なところで、道路よりも、本当の数ミリなんですけど、出てたんですね。スピードが出て、坂道なもんですから、自転車がぼんと乗り上げて、それで事故に遭ったケースもありました。

こういうことで、今回、いろいろ補修の検討をしていただけると、市内のあれを見ていただけるようなんですけども、こういう補修までの流れは理解できましたけれども、いろんなことの様々なことを想定しながら見ていただくと、劣化の状態が非常によく分かるんじゃないかなというふうに思います。パッチワークの状態みたいになってますので、もう大体何年前にそこだけ直したか、次はどこが直したかみたいなのがわからずに分かるぐらいの劣化の状況があるんですね。そういうこともありますので、ぜひ優先順位のほうは、そういうことでよく見て考えてもらえればと思います。

芋窪地域内の具体的な話、またにもなりますけれども、あともう一つは、東大和警察署から北に進んでいただいて、都市計画道路の3・5・20号線の交差点を突っ切って、そのまま北に向かった路線ですね。市道第11号線なんです。ここは舗装も、やっぱり非常に悪くてですね、市民の方からやっぱり舗装ができないかというふうな要望が来ております。この道路につきましては、4丁目の過去に開発された地域で、雨水対策かなんかが何か完璧じゃなくて、雨水が大分たまってしまうということがあって、この11号線の排水工事が何かをしたようなんですね。それで、丁字路がありまして、その丁字路を、やっぱり排水工事を直したもんですから、舗装もその上だけきれいになってんですね。こういうふうな工事があったときは、またそれに連なって、同時期にその道路を舗装していくとかって言えば、舗装の面積も少なくなったりとかですね、あとはそういう対応の仕方も全然違うと思うんですね。道路のやっぱり劣化の状態も変わってくると思うんですね。

そこなんかは、まさにですね、それからずっと、あれは北へ向かって行きますと特に激しくて、特に開発をしたところとか、家の建て直し、建て替えなんかをするとですね、下水道だとか水道だとかって必ず道路を掘るんですよね。そうすると、またそこが一部だけ、ですから全部パッチワークのように、次から次へと継ぎはぎだらけになってしまうという状態ですね。こういう状態は、直していただくときに、例えば今後の考え方なんでしょうけど、要するに水道工事で掘ったら少し面積を広くして、少し直してもらおうとかですね。例えば車が振動を得ないぐらいの面積をある程度取ってあげるとか、そのぐらいの補修をしてもらおう。

工事をしたときに、再生するときにですね、それとかいう条件をこれからつけていくとかですね、そういうふうにしていかないと、これ大変、かなりあちこちの道路も多くなるんじゃないかなと。特に今、土地が動いたりなんかしてることもあって、開発なんかも進んでるようなことも結構あるみたいですので、少しそこところはちょっと心がけてもらいたいなど。先ほどの答弁からですね、計画を算定するまでは、いつ頃、舗装を行うのかは決まらないというふうに思いますけれども、早急に整備する路線として対応していただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど議員がおっしゃられました市道第11号線の当該箇所部分でございますが、舗装が悪いということは承知してございます。現地も確認させていただきました。確かに舗装の劣化等が見られますが、ほかの路線でも同様の路線がございまして、調査委託での数値的な分析を踏まえた検討が必要であるというふうに考えてございます。また、今後、補修するまでの期間におきまして、経年劣化で著しく舗装が傷み、早急に修繕が必要になった箇所につきましては、先ほども申し上げましたが部分的な補修対応することになります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） 市道の11号線のところなんですけども、何年か前にも隣接する農家の畑の塀をつくるということで、市のほうで道路との境界の立会いがあったんですね。そのときにも、市民とのほうで、大家さんと話をしたときにも、かなり道路も傷んでるしということで、そういうふうな話をされたこともあったりしてるもんですからね、そういうときに御協力もいただく部分では、できたらそういうところも少し早めに検討していただければよろしいかなと。要するに、やっぱりタイミングというのはあると思うんですよね。そういうのもよく検討しながら、ぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、雨水対策についてであります。何点が質問させていただきます。

東京都は、柳瀬川流域について、浸水被害が発生している重点エリアとして、対策強化流域に選定をされました。そこで、そもそも東京都における柳瀬川流域とはどの区域を示すのかをお伺いいたします。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 東京都における柳瀬川流域の区域につきましては、当市の全域に加えて、清瀬市、東村山市、武蔵村山市、立川市及び瑞穂町のそれぞれの一部の区域となっております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 対象区域の範囲を教えてくださいありがとうございます。分かりました。

さて、東大和市では空堀川は河川整備が大分進んできたことによるものなのか、河川から溢水することはなくなりましたが、奈良橋川は以前にも一般質問で取り上げさせてもらったとおり、蔵敷の村山橋の溢水や、奈良橋、高木地区での溢水があります。今回、対策強化流域に追加されたことにより、奈良橋川の整備は、現在、整備は進められている以上に、何か強化とか進展されることはあるのか、分かっている範囲で教えていただきたいと思います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 奈良橋川の整備の具体的取組につきましては、今後、東京都が改定する予定と

なっている柳瀬川流域河川整備計画の中で明らかになっていくものと思われませんが、柳瀬川流域における今後の河川整備の取組として、護岸整備に加え、新たな調節池の整備等を進めていくこととされております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

実は、この東京都豪雨対策基本方針ですね、柳瀬川流域を対策強化流域に追加しますということのこの報道発表があった折しも、4月28日に村山橋のところの周辺の住民の方々と懇談をさせていただきました。そのときに、北多摩北部建設事務所の方が立ち会っていただいて、住民の方、4人の方ですね、近隣の方で、大分溢水で床下浸水だとかで困っていらっしやると。過去にも何回か私のほうでもお話を、ここに先ほど言いましたように質問させていただいたり、お話しさせていただきましたけども、北多摩北部建設事務所からは、工事第2課工務担当の方、それから補修課課長代理の方、このお二方が来られました。そのときに、たまたまお会いしていろいろ話を——あと駐在さんですね、蔵敷駐在さんに立ち会っていただいてですね、たまたま来ていただいたときに、いやいや、今日、こういう報道をさせていただきますよということも、話も出まして、懇談をしていたら結構話しも盛り上がってきましたですね、その節にはぜひ、いろんな要望も、ぜひ出してもらったほうがいいかなみたいなお話も出てました。

ぜひ、いろんな意味で、これからそういう基本方針をつくっていただくということでありますので、特に過去にもいろいろお話をさしていただきましたけれども、この奈良橋川ですね、これ西から言いますと新中丸橋、それから弁天前の橋、それからここはちょっと名前が分からなかったんですけど、ガストから南へ入っていったところの橋ですね。それから、元村山橋、それから村山橋、先ほど、今お話しさせていただいた村山橋ですね、青梅街道と。それから、蔵敷の駐在さんのところから、ちょっと東へ向かってきたところの脇から細い道路で入って、北へ入っていくところの橋ですね、これもちょっと名前、分かりませんでした。それから先へ行って八幡橋ですね。八幡橋は皆さん御存じのとおり、郷土博物館の入り口のところから入ってくるんです。

この区域がですね、特に奈良橋川でも、もうくねくね、くねくね、曲がって曲がって、数メートルでも、どのぐらい曲がってるか分かんないくらい曲がってるんですよ。まあ、この対策ということで、前にもちょっと村山橋の対策ということでお話をさせていただいたんですけども、なかなか条件的に手をつけるのは難しいというお話でありました。非常に難しいんだろうなというのは分かっておるんですけども、川底をさらっていただくとか、例えば川を二重にするとかという発想というのは、ちょっと極端な発想なんでしょうけども、そういうふうにしなないと曲がり曲がって、民地もいっぱい接続しているので、非常に難しいんだろうなという事は承知してます。そのときにも、やっぱり担当の方もお話をしました。橋も短い、狭くなっちゃってますよね、川が非常に。ここの部分だけ狭くなっている部分でございますので、ぜひそういうことも加味しまして、いろいろと市のほうから東京都のほうへ、ぜひいろんな検討材料を挙げていただいて、早急に検討いただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、3・3・30号線の整備と見通しについてであります。

何点か質問させていただきたいと思います。

現状、未整備となっている区間については、現在、優先的に事業に着手する路線として選定されているとのことでありました。そこで、当該区間が、そうした路線に選定された際の考え方についてお伺いをしたいと思います。また、事業を進めていくため、東京都へ要望していく必要があるというふうに考えますけれども、いかがか、お伺いしたいと思います。

○都市計画課長（稲毛秀憲君） 選定された際の考え方につきまして、当該路線は「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、高度な防災都市の実現に向けて優先度の高い区間として選定されております。また、これまでも市は施工者である東京都に対し、要望を行ってまいりました。今後も引き続き当該路線の整備に向けて、東京都に対し、要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） じゃ、次に3・3・30号線についての近況のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと全体の都市計画の話、計画道路の件についてお話しさせて。

3・3・30号線の現在の整備箇所、蔵敷公民館の近くの奈良橋川に架かっている新中丸橋ですね。さっきもちょっと御紹介させていただきました。という橋がございます。この橋の橋台部分ですね——パラペットということなんですけども、道路の舗装部分の継ぎ目の部分に段差が生じております。市の担当課にお願いして、東京都に2回ほど舗装補修を行ってくれということで、2回ほど舗装補修を行っていただいております。このところ過去に、最初にお願したときには、地域住民からやっぱり苦情が来てまして、段差ができちゃっているんで、バスや大型のダンプですとか、そういうのが通りますと振動があるんですね、ガタン、ガタンという振動が。橋なものですから、こういうふうに囲ってありますから、振動がこういうふうに響いてくるんですね。近隣の住民の方から、夜かなりうるさいということで、それで最初のときに補修をしていただいたんですが、その後、すぐパラペットという部分ですよ。この部分がセロテープを剥がしたように、パラッと剥がれまして、2回目もやっぱり補修していただいたんですね。今まさに、まだそこまではいってないんですけども、少し傷んでるような状態になっているようでおります。都道ではありますけれども、なぜこのように何度も下がってしまうのか、技術的に分かる範囲で教えていただきたいというふうに思います。また、東京都に補修していただくよう、要望をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 新中丸橋の橋の部分のところでございますが、舗装のところが下がっているということでございますが、一般的な話でございます。一般的にはですね、橋の築造におきまして、橋台を施工する際は、かなり深く地盤を掘り下げます。橋台が出来上がると埋め戻しを行います、その埋め戻しをきちんと転圧しながら行っても、深く掘っていることから、経年により少しずつ下がるケースがございます。一般的なところでは、そういうふうなことになります。

また、東京都への要望ということでございますが、当該部分の舗装の下がりについて、補修の要望があった旨をお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 東京都の都道のことですので、お願いするしかないということなんだと思います。

あと計画道路ですね、3・3・30号線の今現在、青梅街道までで止まっているところですね。それから、貯水池のほうに向かって、北へ向かっていく道路ですよ。こちらなんですけれども、できれば早めに、ちょうど今、貯水池——村山貯水池の堤防の工事をされてますので、計画ではたしかあそこからずっと北へ向かって、堤防のところへ取りつくというような感じになるんでしょうかね。そんなような計画だと思います。

先ほどもお話をさせていただいたように、現在、堤防を渡ってきた車が、埼玉のほうから来た車が、芋窪の1丁目、2丁目目にみんな下りてきて、それが住宅街を通り抜けて、3・5・20号線、それから新青梅へ出ていくというふうなことの現状なんです。そういう状況があつて、道路の劣化も多いだろうというふうに私

は思うわけですね。それも含めてですね。

ですから、これが延長をしていきますと、今度、非常に通日もよくなって、3・3・30号線を抜けてですね、3・5・20号線、それから新青梅に出られるというふうな幹線道路として、きちっとした完成された道路になるんじゃないかなというふうに思います。特に朝なんか、上北台駅でモノレールを利用される山口の方々が、所沢の山口の方が多いようですね。逆にうちからのほうも、西武球場前駅ですか、私なんかは歩いて10分ぐらいで行けちゃうので、8分ぐらいかな——で行けちゃうので、結構利用することも多いんですね。あの駅からですと、都内に向かうのは非常に、モノレールで何回も乗り継ぎするよりもすごく楽なものですから、利用させていただいております。

こんなような利用状況なんかも考えまして、できればその計画を早めに進めていただくような段取りをしていただきたいなというふうに思っております。また、過去にはモノレールの第3セクターという構想もございました。これはまたなおさらあれですね、民間の企業ということになりますので、ここでお願いするわけではございませんけれども、その道路ができることによって、またそういうような第3セクターの構想や何かみたいなものが出てくるかなというふうに思います。上北台からモノレールに乗って、西武球場前駅というところへつなげるということで、恐らく民間企業でも、これは大きなあれになると思うんですね。利益につながる部分かなと。大和としましても、今、モノレールで村山、瑞穂のほうへ向かっていくという構想もしっかりとまとまってきたところであります。そうすると、第三セクターみたいなものもできると、上北台駅が非常に生きてくるのかなというふうに思うわけでありまして。

ぜひ、過去にはあれができた当時、何を勘違いしたか、3・3・30号線を新青梅から来た車が、道路もないのに民家の中へ、芋窪街道を突っ切って民家の中に入っちゃったことがございました。ですから、想定としては、皆さん、そんなこと考えるんでしょうね、きっとね。勘違いされたんだと思うんです。民家の方から、私のほうに苦情が来まして、あそこに何か看板でも何でも立てろということで、今たしか警察署のほうの方と北北建——北多摩北部建設事務所の方と協力していただいて、あそこに黄色い補助灯みたいなのが歩道の上に立ってると思うんですね、あそこに入らないようにということで、そんなこともしていただいた経過、経緯もございます。ぜひ、そういう計画、やっぱり滞ってるんじゃないんでしょうけども、そういう計画は市のほうからなるべく率先して、やっぱり結構、市の発展性につながっていくようなものになっていくことは、ある程度、精力的につなげていただきたいというふうに思うわけでございます。

ぜひ、河川の問題、それからその道路の舗装の状況の問題、事故等々に、そういうものにやっぱりつながっていく可能性も大きいですし、やっぱり使用頻度によって大きく影響があると思います。逆に言うと、その使用頻度を頻度として認めるんじゃなくて、うまく市の活性化にどうにかつなげていくとかというふうにしていただくとうろしいかなと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

明日9月7日から10日及び13日から16日までの10日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） これをもって、本日の会議を散会いたします。

午前11時45分 散会